

## 規制に係る事前評価書

法令の名称	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案
政策の名称	フロン類の製造業者等のフロン類の使用の合理化のための措置
担当部局・評価者	環境省地球環境局地球温暖化対策課長 和田 篤也 電話番号:03-5521-8329 E-mail:furon@env.go.jp 経済産業省製造産業局化学物質管理課長 三木 健 電話番号:03-3501-4724 E-mail:gyoumu-ozone@meti.go.jp
評価実施時期	平成25年4月5日(分析対象期間:法律施行後5年)
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	フロン類の排出を抑制するため、フロン類の製造業者等にフロン類に代替する物質の製造、製造等するフロン類の低GWP(=地球温暖化係数)化、再生等によるフロン類の使用の合理化を求める。
内容	主務大臣は、フロン類の排出を抑制するため、フロン類の製造業者等が、フロン類の使用の合理化のために取り組むべき措置に関し判断の基準となるべき事項を定めることとする。また、主務大臣は、フロン類の製造業者等に対し、指導及び助言、勧告及び命令等を行うことができることとする。 ※「判断の基準」を定めるものであり、その達成のために事業者が取る手段についてまで個別に規制するものではない。
関連条項	第9条～第11条
必要性	オゾン層破壊効果のある「特定フロン」から、オゾン層破壊効果はないが温室効果が高い(CO2の数千倍)「代替フロン」への転換が進んでいることにより、今後10年で冷凍空調機器(フロン類を冷媒として使用)からのフロン類排出量が2倍となる見込み。排出源となるフロン類のストック(GWPベース)そのものを減らすため、新規に製造するフロン類の代替物質への転換、低GWP化等を進めることが必要である。
費用	
遵守費用	・事業者によっては、基準を達成するための研究開発、設備導入・維持費用が発生する可能性がある。
行政費用	・国において、判断の基準策定、遵守状況の把握等にかかる費用が発生する。
その他の費用	・事業者により(高い温室効果を持つフロン類を製造・輸入している場合には)、事業者の競争する手段・活動を一定程度制限する可能性がある。
便益	・新規のフロン類製造等の量をGWP値ベースで実質的に低減させることによって、今後益々増加すると予想されるフロン類の使用・大気中への排出を抑制し、環境への影響を防止することができる。 ・フロン類の再生を促すことで、フロン類処理に係る費用負担が低減されれば、回収率向上に一定の効果が期待される。 ・フロン類の再生を促すことで、フッ素資源の有効活用が促進される。

想定される代替案		
代替案①	フロン類の製造業者等に対して、一定の高GWPフロン類等の製造・輸入を禁止する。	
	費用	
	遵守費用	・(禁止物質を製造・輸入している事業者にとって)廃業又は事業・設備の転換にかかる費用が発生する。
	行政費用	・国において、遵守状況の把握にかかる費用が発生する。
	その他の費用	・直接の製造・輸入制限であり、事業者の競争する手段・活動を制限する。
	便 益	・着実にフロン類の製造・輸入を削減することができる。 ・代替案のみでは、現に市中で使用されているフロン類の回収率の向上への効果は期待できない。
代替案②		
	費用	
	遵守費用	
	行政費用	
	その他の費用	
	便 益	

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)	
<b>【費用】</b>	<p>・事業者については、現状に比べ代替案、改正案とも費用が発生するが、代替案の方は直接の製造・輸入制限(禁止等)であり、影響が大きいものに対して、改正案は、「判断の基準」の範囲内において、事業者がどのような手段で基準を達成するかを自ら選択できる制度であることから、基準遵守のための費用発生による影響は漸進的であり小さい。</p>
<b>【便益】</b>	<p>・代替案、改正案ともフロンストックからのフロン類排出によるオゾン層破壊及び地球温暖化影響を抑制する効果が期待されるが、代替案では回収率向上は期待できないため、既存のフロンストックに対しては効果が期待できない。</p>
<p>発生する費用負担と得られる便益を比較すると、フロン類排出の抑制が費用が比較的少ない形で達成されることから、当該規制は適当である。</p>	

有識者の見解その他の関連事項

中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会及び産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会の合同会議において審議がなされ、今後のフロン類等対策の方向性について報告書が取りまとめられており、次のような見解が示されている。

「今後のフロン類等対策の方向性について」(平成25年3月中央環境審議会意見具申)(抄)

Ⅱの2の(2)

「低迷する回収率を向上させ、フロン類による環境負荷を低減させるためには、ガスメーカー等(フロン類の製造・輸入事業者)に対して、拡大生産者責任の考え方にも留意しつつ、例えば、取り扱うフロン類の低GWP化や製造量等の削減を含むフロン類以外への代替、再生といった取組を促すことが有効と考えられる。

具体的には、ガスメーカー等に対して、国が目標を設定することで、一定期間ごとに一定の指標(※)の計画的な低減を求めることが考えられる。この際、機器等のノンフロン・低GWP化、再生技術の向上、国際的動向等に十分留意する必要がある。

※ 一定の指標については、有意義な取組を多面的に評価するため、例えば、(フロン類生産量・輸入量－輸出量)×GWP－再生量等×GWPといった指標を設定することが考えられる。詳細は更に検討する必要があるが、その際、①ガスメーカー等はユーザーに対するフロン類の供給責任があり、製品・機器の転換の進展に影響されること、②フロン類が充填されて輸入される製品・機器との公平性を確保する必要があること、③再生量の拡大について、市中におけるフロン類の利用量のフェーズダウンの観点と整合的となるよう、ノンフロン・低GWP化等と併せて、その意義を評価していく必要があることに留意する。」

レビューを行う時期又は条件

附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。

備 考

## 規制に係る事前評価書（要旨）

## 【特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律案】

規制の内容	フロン類の製造業者等のフロン類の使用の合理化のための措置		
担当部局	環境省地球環境局地球温暖化対策課 電話番号：03-5521-8329 E-mail：furon@env.go.jp 経済産業省製造産業局化学物質管理課 電話番号：03-3501-4724 E-mail：gyoumu-ozone@meti.go.jp		
評価実施時期	平成25年4月5日（分析対象期間：法律施行後5年）		
規制の目的、内容及び必要性等	<p><b>【目的】</b> フロン類の排出を抑制するため、フロン類の製造業者等にフロン類に代替する物質の製造、製造等するフロン類の低GWP（＝地球温暖化係数）化等によるフロン類の使用の合理化を求める。</p> <p><b>【内容】</b> 主務大臣は、フロン類の排出を抑制するため、フロン類の製造業者等が、フロン類の使用の合理化のために取り組むべき措置に関し判断の基準となるべき事項を定めることとする。また、主務大臣は、フロン類の製造業者等に対し、指導及び助言、勧告及び命令等を行うことができることとする。</p> <p><b>【必要性】</b> オゾン層破壊効果のある「特定フロン」から、オゾン層破壊効果はないが温室効果が高い（CO<sub>2</sub>の数千倍）「代替フロン」への転換が進んでいることにより、今後10年で冷凍空調機器（フロン類を冷媒として使用）からのフロン類排出量が2倍となる見込み。排出源となるフロン類のストック（GWPベース）そのものを減らすため、新規に製造するフロン類の代替物質への転換、低GWP化等を進めることが必要である。</p>		
	関連条項	第9条～第11条	
想定される代替案	代替案① フロン類の製造業者等に対して、一定の高GWPフロン類等の製造・輸入を禁止する		
	代替案②		
規制の費用	費用の要素	代替案①の場合	代替案②の場合
(遵守費用)	・事業者によっては、基準を達成するための設備導入・維持費用が発生する可能性がある。	・事業者によっては、廃業又は事業・設備の転換にかかる費用が発生する。	

	(行政費用)	・国において、判断の基準策定、遵守状況の把握等にかかる費用が発生する。	・国に遵守状況の把握にかかる費用が発生する。	
	(その他の社会的費用)	・事業者により（高い温室効果を持つフロン類を製造・輸入している場合には）、事業者の競争する手段・活動を一定程度制限する可能性がある。	・直接の製造・輸入制限であり、事業者の競争する手段・活動を制限する。	
規制の便益	便益の要素		代替案①の場合	代替案②の場合
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フロン類の使用・大気中への排出抑制</li> <li>・回収率向上への一定の効果やフッ素資源の有効活用</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・着実に削減</li> <li>・回収率向上には効果なし</li> </ul>	
政策評価の結果  (費用と便益の関係の分析等)	<p><b>【費用】</b>          ・事業者については、現状に比べ代替案、改正案とも費用が発生するが、代替案の方は直接の製造・輸入制限（禁止等）であり、影響が大きいものに対して、改正案は、「判断の基準」の範囲内において、事業者がどのような手段で基準を達成するかを自ら選択できる制度であることから、基準遵守のための費用発生による影響は漸進的であり小さい。</p> <p><b>【便益】</b>          ・代替案、改正案ともフロンストックからのフロン類排出によるオゾン層破壊及び地球温暖化影響を抑制する効果が期待されるが、代替案では回収率向上は期待できないため、既存のフロンストックに対しては効果が期待できない。</p> <p>発生する費用負担と得られる便益を比較すると、フロン類排出の抑制が費用が比較的少ない形で達成されることから、当該規制は適当である。</p>			

<p>有識者の見解その他の関連事項</p>	<p>中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会及び産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会の合同会議において審議がなされ、今後のフロン類等対策の方向性について報告書が取りまとめられており、次のような見解が示されている。</p> <p>「今後のフロン類等対策の方向性について」（平成25年3月中央環境審議会意見具申）（抄）</p> <p>Ⅱの2の（2）</p> <p>「低迷する回収率を向上させ、フロン類による環境負荷を低減させるためには、ガスメーカー等（フロン類の製造・輸入事業者）に対して、拡大生産者責任の考え方にも留意しつつ、例えば、取り扱うフロン類の低GWP化や製造量等の削減を含むフロン類以外への代替、再生といった取組を促すことが有効と考えられる。</p> <p>具体的には、ガスメーカー等に対して、国が目標を設定することで、一定期間ごとに一定の指標（※）の計画的な低減を求めることが考えられる。この際、機器等のノンフロン・低GWP化、再生技術の向上、国際的動向等に十分留意する必要がある。</p> <p>※ 一定の指標については、有意義な取組を多面的に評価するため、例えば、（フロン類生産量・輸入量－輸出量）×GWP－再生量等×GWPといった指標を設定することが考えられる。詳細は更に検討する必要があるが、その際、①ガスメーカー等はユーザーに対するフロン類の供給責任があり、製品・機器の転換の進展に影響されること、②フロン類が充填されて輸入される製品・機器との公平性を確保する必要があること、③再生量の拡大について、市中におけるフロン類の利用量のフェーズダウンの観点と整合的となるよう、ノンフロン・低GWP化等と併せて、その意義を評価していく必要があることに留意する。」</p>
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>附則の規定に基づき、この法律の施行5年後を予定。</p>
<p>備考</p>	